

政令番号66 1,2-エポキシブタン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	1.3E+1			13.0				13.0
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	5.4E+0			5.4		1.2E+0	1.2	6.6
13	東京都								
14	神奈川県	2.5E+1			24.5				24.5
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県	1.4E+0			1.4				1.4
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	6.5E+1			65.0				65.0
23	愛知県	7.0E-1			0.7				0.7
24	三重県	1.3E+1			13.0				13.0
25	滋賀県								
26	京都府	1.8E+1			18.0				18.0
27	大阪府	6.2E+2			620.0		4.0E+2	400.0	1,020.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	7.2E+0			7.2				7.2
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		7.7E+2			768.2		4.0E+2	401.2	1,169.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。